

## 函館市定住化サポートセンター設置要綱

### (設置)

第1条 函館市への定住者の誘致推進を図るため、企画部に函館市定住化サポートセンター（以下「センター」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 センターは、函館市への移住検討者からの様々な相談に応じ、定住者の誘致推進に関する事務を所掌する。

### (職員)

第3条 センターにセンター長、主査を置く。

2 センター長は、企画部企画管理課長をもって充てる。

3 主査は、企画部企画管理課主査のうちから市長が指定するものをもって充てる。

### 附 則

この要綱は、平成17年2月2日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。